

白梅学園大学 教育・福祉研究センター規程

(目的)

第1条 本センターは、本学の建学の精神に基づき社会の発展と福祉に貢献するため、本学の教員および学外協力者により、特色ある共同研究および個人研究を推進し、その成果を社会に示すとともに、地域・市民の福祉と生涯学習に資する事業をおこなうことを目的とする。

(名称)

第2条 本センターを、白梅学園大学教育・福祉研究センター（以下、研究センター）と称する。

(機構)

第3条 研究センターは主として以下の四部門にわたり、各種の活動を行う。

(1) 研究部門

- ① 個人研究、共同研究等、研究活動全般の推進
- ② 研究所を中心とした特定の課題研究の推進

(2) 研究助成関連部門

- ① 各種研究助成に関する情報の収集・発信、募集および助成の推進

(3) 地域との連携に関わる教育・研究的事業部門

- ① 子育て支援、生涯学習および教育・福祉相談等の地域サービスの推進
- ② 教育・福祉にかかわる地域連携事業の推進
- ③ 各種セミナー及び講演会等の開催

(4) 研究・活動成果の公刊に関わる事業部門

- ① 研究・事業活動の成果の公刊
- ② 『研究年報』等、定期刊行物の発行

(組織)

第4条 研究センターの組織は次の通りとする。

- (1) センター長 1名
- (2) 運営委員（学内・外 各4名）
- (3) 研究員・客員研究員・嘱託研究員
- (4) 研究・教育顧問
- (5) 実践教育指導員
- (6) 事務担当職員

2 センターに研究所を置く。

- (1) 研究所は、研究部門の中核として研究活動を推進する。
- (2) 研究所に関して必要な事項は別に定める。

第5条 センター長はセンターの管理・運営を統轄する。

- 2 センター長は学長が任命する。
- 3 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長は任期終了後4年間は学内運営委員に選出しないものとする。

第6条 白梅学園大学および白梅学園短期大学の専任教員は研究員となることができる。

- 2 研究員は研究センターの調査・研究等の活動に従事し、その成果を研究センターの『研究年報』等に

発表する。

第7条 運営委員はセンター長のもとに事業の運営にあたる。

- 2 学内運営委員は研究員のなかから互選する。
- 3 学内運営委員の任期は2年とする。
- 4 学内運営委員の再任は2期を限度とし、また、その任期終了後4年間は選出しないものとする。
- 5 学内運営委員の任期の2分の1の期間毎に、学内運営委員の半数を選出する。
- 6 学外運営委員はセンター長が研究員会議の議を経て委嘱する。

第8条 客員研究員は、他の教育・研究機関等に属する研究従事者につき、センター長が委嘱する。

- 2 嘱託研究員は、研究センターにおいて研究員と共同研究を行う者につき、センター長が委嘱する。
- 3 客員研究員および嘱託研究員に関して必要な事項は別に定める。

第9条 研究・教育顧問および実践教育指導員は、本学の教育、研究および研究センターの行う事業に協力する者につき、センター長が委嘱する。

- 2 研究・教育顧問および実践教育指導員に関して必要な事項は別に定める。

(研究員会議)

第10条 研究センターに研究員会議を設け、年2回以上これを開催する。

- 2 研究員会議はセンター長および研究員をもって構成する。
- 3 研究員会議は研究センターの事業計画と予算・決算、研究助成および成果の公開等について審議する。
- 4 研究員会議はセンター長が招集し、議長を務める。

(運営委員会)

第11条 センターに運営委員会をおく。

- 2 運営委員会はセンター長、および運営委員をもって構成する。
- 3 運営委員会は、センターの運営と活動の推進にあたる。

(編集委員会)

第12条 運営委員会は学内運営委員の中から、編集委員会の編集委員長を互選する。

- 2 編集委員会は『研究年報』等の編集を行う。
- 3 編集委員会の運営については別に定める。

(事業報告)

第13条 センター長は、毎年1回以上、事業の内容および成果を公開しなければならない。

- 2 センター長は、毎年1回、センターの事業内容及び経費について、教授会に報告しなければならない。

附 則

この規程は2005年(平成17年)4月1日より施行する	(2005年6月9日 研究員会議承認)
2006年(平成18年)10月1日付 改訂	(2006年10月19日 研究員会議承認)
2008年(平成20年)4月1日付 改訂	(2008年3月4日 研究員会議承認)
2010年(平成22年)3月11日付 改訂	(2010年3月11日 研究員会議承認)